

岩手県告示第 630 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成 19 年 8 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 8 月 7 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人みやこ自立サポートセンター
  - (2) 代表者の氏名 大向正昭
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市藤の川 14 番 20 号
  - (4) 従たる事務所の所在地 岩手県宮古市八木沢第 5 地割 81 番地
- 3 定款に記載された目的 この法人は、不登校やひきこもり等「心の問題」で悩む親子や成人を支えるために、相談事業及び各種の自立支援事業を行い、あわせて社会的理解を広めるために広報活動や学習研修活動を行うことによって、青少年の健全育成並びに青年期以降の成人の社会復帰に寄与することを目的とする。